

# 社会保障・税番号制度

—金融機関の義務的対応と民間活用の展望—

第9回

## 番号法関連政省令の動向

NTTデータ経営研究所  
金融コンサルティングユニット シニアコンサルタント

長谷川 純也

### 公布が遅れた政省令

2014年4月7日に開催された「第3回マイナンバー等分科会」の配布資料には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」（以下、番号法施行規則）および番号法別表第一において主務省令に委任された事項を定める「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の番号法を定める命令（以下、命令）の公布は、14年6月中を予定と記載されている。

しかし、番号法施行規則が公布されたのは7月4日であり、

命令が公布されたのは9月10日だった。公布が遅延している影響から、30日を原則とする国民

からの意見募集期間は番号法施行規則と命令ともに14日間に短縮された。

内閣官房に対しても、国民の十分な検討期間を保障するため適切な意見募集期間の確保を期待する一方、国民・事業者と

期待する一方、国民・事業者と

### 番号法施行規則のポイントと課題

番号法施行規則では、おもに番号法上の本人確認（番号確認および身元（実存）確認）に関して詳細に規定されている。おもなポイントとしては以下の三つがあげられる。

#### ①オンラインでの本人確認

インターネット等のオンラインで本人確認を行うにあたっては、公的個人認証サービス（JPKI）の署名用電子証明書とあわせて、個人番号カードに格納された個人番号の真正性を確認できる電子署名データを利用している。当該電子署名データを確

#### ②郵送での本人確認

書面の郵送による本人確認については、対面での本人確認の際に使用する書面の原本・コピー等を送付することで可能としている。ただし、制度ごとに本人確認の運用方法は多様であるため、各制度の実状をふまえて対応できるようにすることが適当であることから、個人番号の提供を行う者の身元（実存）が明らかであるかどうかは、個人番号利用事務実施者が判断すべきものとしている。このため、民間事業者は個人番号利用事務実施者が示す判断を注視しつつ、具体的な本人確認措置を検討する必要がありそうだ。

#### ③本人確認の頻度

本人確認は個人番号の提供を

については、総務大臣の定める告示で示される予定である。

このほか、個人番号利用事務実施者が適当と認める方法により身元（実存）確認を行うこと也可能としている。これにより、JPKIや電子署名データ以外の手段を用いたオンラインでの身元（実存）確認も条文上可能である。

受ける際に行なうことが義務付けられて いる。法定調書を作成する際に本人または代理人から個人番号の提供を受けるのであれば、原則そのつど、本人確認を行なう必要がある。

一方で、保険会社が年金支払  
いに伴い年に複数回作成する支  
払調書においては、2回目以降  
の番号提供および本人確認を不  
要とするなどの例外ルールも認  
められている。つどの番号提供  
および本人確認が例外的に不要  
となるケースについては、「特  
定個人情報の適正な取扱いに關  
するガイドライン（事業者  
編）」および「（別冊）金融業務  
における特定個人情報の適正な  
取扱いに関するガイドライン」  
も参考にされたい。

このように番号法施行規則では、番号法や番号法施行令よりも具体的な番号法上の本人確認措置について規定されているが依然として以下のような課題が残存している。

①簡易・代替手段の認定基準  
番号法施行規則では、「個人番号利用事務実施者が認めた場合」に特例措置として簡易・代

替手段の利用を可能とする規定  
が複数存在している。しかし、  
「個人番号利用事務実施者」が

認定するにあたっての具体的な基準・方法が未詳となつてゐる

なお、認定の基準は、個人番号利用事務実施者に共通するので

命令のポイントと課題

命令は、番号法別表第一の下欄の事務を具体化したものである。従業員等の個人番号を扱う民間事業者や顧客等の個人番号を扱う金融機関は、番号法別表第一に基づき個人番号利用事務実施者から書面の提出等を求められることも想定される。ただし、具体的な事務の内容はまだ法律レベルの記載となつており、定給付企業年金および確定拠出年金については、個人番号を用することによる効果や利用するための準備等の状況を考慮した結果、給付事務に関しては番号制度施行当初からの個人番号の利用は見送るとしている（ただし、税の事務に関しては個人番号を用いることがありうることに注意されたい）。

\* \* \*

さらに踏み込んだ内容（個人番号または法人番号の利用の有無、方法、届出様式等）は政省令・通達等で今後示される。

番号法別表第一の事務のなかには、番号法に規定されているにもかかわらず命令に規定されなかつた事務が存在する。この点について内閣官房は、「被用者年金一元化法関係（国民年金、厚生年金、共済組合）」「子ども

\* \* \*

政府においては残る政省令・通達・ガイドライン等、民間事業者が参照すべきものを早急に確定し、公布・公開することが求められる。一方、民間事業者としては今後の公布・公開や法令改正を注視し、個人番号の使用・記載が必要となる手続や法定調書・届出等を判断する必要がある。

・子育て支援法関係】一年金生活者支援給付金の支給に関する

次回は諸外国の番号制度について解説する。

法律関係」「難病の患者に対する医療等に関する法律関係」の項については、それぞれの法律